

(整理番号：個人条25.1)

審 査 基 準

平成23年4月1日作成

法 令 名： 島根県個人情報保護条例
根 拠 条 項： 第12条第1項
処 分 の 概 要： 個人情報の開示請求
原権者（委任先）： 島根県公安委員会、島根県警察本部長
法 令 の 定 め： 島根県個人情報保護条例第12条第3項（開示請求の方法）、第13条（開示義務）、第14条（部分開示）、第15条（裁量的開示）、第16条（個人情報の存否に関する情報）、第46条（適用除外）及び第47条（他の制度との調整）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：島根県個人情報保護条例第18条に規定
申 請 先：島根県警察情報公開センター及び各警察署情報公開窓口
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部警務部広報県民課
備 考：

島根県公安委員会及び島根県警察における個人情報保護条例審査基準

この審査基準は、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が取り扱う個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに取り扱う個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第1 基本的事項

1 開示・非開示の基本的考え方

条例は、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等及び利用停止を求める権利を明らかにしたものである。実施機関は、開示請求があった個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならないという、原則、開示の義務がある。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益などを適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例は、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示する義務があることを定めたものである。

2 非開示情報の類型

条例の非開示情報の構成は、基本的に島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）の非公開情報の構成に準拠している。

また、情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

3 開示請求書等に形式上の不備があると認める場合の補正及び請求の却下

個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用停止に係る請求書に氏名、住所等必ず記載しなければならない事項が記載されていない場合又はこれらの記載が不十分である場合のほか、請求に係る個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であって、その特定が困難である場合等、形式上の不備があるとき、形式上の不備を補うための加筆、訂正及び新たな文書の提出等による補正を求めることとする。

また、請求書の補正を求めるに当たって定めた期間（標準として21日間）を経過しても、請求者が不備な部分を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、当該請求を却下することとする。

第2 非開示情報の基準

法令秘情報（条例第13条第1号）

(1) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により開示することができない情報

（趣旨）

この号は、法令若しくは条例により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により開示することができないとされている情報については非開示とすることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令及び条例をいう。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示」とは、地方自治法第245条第1号への指示などにより、県がこれに従わなければならない法的拘束力のあるものをいう。
- 3 「開示することができない個人情報」とは、法令等の規定で明らかに本人へ開示してはならないことが定められている場合のほか、法令等の趣旨及び目的からみて本人へ開示することができないと判断される場合をいう。

法定代理人による開示請求に関する個人情報（条例第13条第2号）

(2) 法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

（趣旨）

この号は、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護する観点から、未成年者等の法定代理人による開示請求がなされた場合において、未成年者等本人と法定代理人との利益が相反すると認められる情報については非開示とすることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「本人の利益に反する」とは、例えば、法定代理人と本人との利益が相反している場合又は本人の意思に反して開示請求がなされる場合をいう。
- 2 「本人の利益に反する」かどうかは、本人の意思を確認する方法又は客観的な事実に基づいて判断する方法により行うものとする。
- 3 この号に該当する情報の具体例としては、次のものが考えられる。
 - ・ 法定代理人から虐待を受けた子どもに係る児童相談記録

個人情報（条例第13条第3号）

- (3) 開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（趣旨）

この号は、開示請求者以外の個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非開示とすること、また、個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報については非開示とすることを定めたものである。ただし、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要のないものや公益上開示する必要性の認められるもの、公務員の職務遂行に関する情報については、例外的に非開示情報から除くこととしたものである。

（解釈）

- 1 「開示請求者（当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報」とは、開示請求された個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する個人情報をいい、法定代理人が本人に代わって開示請求した場合には、開示請求者は本人であるため、法定代理人の個人情報は「開示請求者以外の個人に関する情報」として取り扱われる。
- 2 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とは、事業を営む個人

の当該事業に関する情報については、この号ではなく、次号（法人等情報）において判断される。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、事業とは直接関係がない個人情報もあり、それらはこの号により判断をする。

3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、特定の個人が当該情報から直接識別され、若しくは識別され得る場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得る可能性のある場合を含む。

4 「特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等を除いても、開示することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれのあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報をいう。特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非開示情報として規定したものである。

5 ただし書アについて

(1) 「法令等」とは、第13条第1号の解釈と同義である。

「法令等の規定」は、実際に本人が知ることができることを内容とした規定に限られる。

(2) 「慣行として」とは、本人が知り得ることが慣習としておこなわれていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の習慣として本人が知ることができること又は知ることが予定されていることで足りる。

(3) 「開示請求者が知ることができる情報」とは、当該情報を、現に本人が知ることができる状態に置かれていれば足り、現に本人が知っている必要はない。

過去に本人が知ることができる状態にあったものであっても、時の経過により、開示請求の時点では知ることができない場合もあり得る。

(4) 「開示請求者が知ることが予定されている情報」とは、将来的に本人が知る予定（具体的に知ることが予定されている場合に限らず、求めがあれば本人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

6 ただし書イについて

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限らず、これらの権利利益が侵害される可能性が高い場合を含む。

(2) 「開示することが必要であると認められる」かどうかの判断は、非開示により保護される第三者の利益と開示により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

(3) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合には、当

該第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない。（条例第20条）

7 たゞし書ウについて

(1) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

また、国家公務員及び地方公務員は、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わない。したがって、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しないものは含まれない。

(2) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。

(3) 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(4) 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう。

(5) 公務員等の職務の遂行に関する情報は、行政の透明性・公正性を高めるため、個人に関する情報であっても、原則としてこの号では非開示とはならない。しかしながら、氏名を開示することにより当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合は、その氏名を非開示とすることができる。

また、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名を開示すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者で、規則で定める職にある者については、その氏名を非開示とするものである。（参考：島根県個人情報保護条例施行規則第5条）

なお、例えば給料の額、家庭状況など公務員等の個人の私的な情報は「個人に関する情報」に該当するものであり、また公務員等の職務の遂行に関する情報の開示・非開示については、条例第13条第5号、第6号、第7号により判断がなされるべきものである。

（この号の対象となる情報の具体例）

1 警察職員の氏名の情報

警察職員のうち警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職（これに相当する職を含む。）の氏名の情報に該当しない職の氏名の情報であっても、当該情報を開示することにより、当該警察職員又は家族に危害が加えられるおそれや嫌がらせ等を受けるおそれがあるなど、公共安全等情報（条例第13条第5号）に該当する場合は、非開示とする。

2 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行とし

て公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

(2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

ア 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

法人等情報（条例第13条第4号）

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

（趣旨）

この号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利、事業活動その他正当な利益を害するような情報は非開示とすることを定めたものである。

また、ただし書は、法人等又は事業を営む個人は、その活動が社会的に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められていることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点から開示することが必要と認められる情報については、開示することができることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人その他法人格を有するすべての団体をいう。
- 2 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、PTAなどの法人格を有しないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家庭状況等）は、この号ではなく、前号（開示請求者以外の個人に関する情報）で判断することとする。

- 5 「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であつて、開示することにより、これらの事業活動に対しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えられると認められるものをいう。

なお、この「権利」には財産権だけではなく、宗教法人における信教の自由、学校法人における学問の自由等の非財産的権利も含まれるものである。

- 6 「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利の侵害、競争上の不利益を与えることとはならなくても、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認め

られるものをいう。

7 たゞし書について

この号本文に該当し、通常は非開示とされる法人等又は事業を営む個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報を開示しなければならないものとしたものである。

なお、このことは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に対し現実に支障が生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

(運用)

実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報については、当該法人等に対し、条例第15条に基づく意見書提出の機会を与えたうえで、この号を含めた条例第13条各号に掲げる非開示情報の該当性を判断するものとする。

公共安全等情報（条例第13条第5号）

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(趣旨)

- 1 この号は、公共安全と秩序を維持する観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、開示することにより犯罪の予防、鎮圧等に支障があると認められる情報については、非開示とすることを定めたものである。
- 2 風俗営業の許認可、交通の規制、運転免許の発給、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれがない情報については、この号の対象とはならず、第7号の事務事業に関する情報により、開示・非開示の判断がなされるべきものである。

(解釈)

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報についてはこの号に該当しない。
- 2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 4 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証・公判準備などの活動を指す。
- 5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼすおそれのある情報は、この号に該当する。
- 6 「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。
刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体

(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、この号に含まれる。

また、開示することによりテロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も、この号に含まれる。

7 「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由のある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当な理由」があるか)否かについて審理・判断するのが適当であり、実施機関の第一次的な判断を尊重することを定めたものである。

(この号の対象となる情報の具体例)

1 実施機関の保有する個人情報の中でこの号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- (1) 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生ずるおそれがあるもの
- (3) 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

(7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報

(8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがある情報

2 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記趣旨2のとおりこの号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がすべてこの号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるものや、これらの犯罪を容易にするおそれがあるものであれば、この号に該当し非開示とする。

3 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、この号に該当し非開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等本県警察、警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は、開示する。

審議、検討又は協議等に関する情報（条例第13条第6号）

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

（趣旨）

- 1 この号は、県の機関、国、独立行政法人等又は地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報についての非開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 県の機関、国、独立行政法人等又は地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的からは、可能な限り公開されるべきである。しかしながらこれらの情報の中には、開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非開示とする趣旨である。

（解釈）

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいう。県の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。なお、「国」も同様である。
- 2 「他の地方公共団体」とは、島根県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国又は他の地方公共団体の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県の機関の内部
 - (2) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体又は地方独立法人の内部
 - (3) 県の機関の相互間
 - (4) 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立法人の相互間
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立法人の相互間
- 4 「審議、検討又は協議等に関する情報」とは、県の機関、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体又は地方独立法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のほか、これらに当たって行われる調査、研究、打合せ、意見交換、企画、相談、照会、回答等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」と

は、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、審議、検討等の場における発言内容が開示されると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第5号等の他の非開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

- 6 「県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府において取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を開示すれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

- 7 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、5と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

- 8 「不当」とは、審議、検討又は協議に関する情報に照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と支障を比較衡量し、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

- 9 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、この号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関してこの号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思

決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、この号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的にこの号に該当する可能性が低いものと考えられる。

事務又は事業に関する情報（条例第13条第7号）

- (7) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- ア 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(趣旨)

この号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報について、当該事務又は事業の内容及び性質からみて、開示することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非開示とすることを定めたものである。

(解釈)

1 この号では、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報としている。

県等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定している。

2 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事

務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

4 「適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる」とは、実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

5 第7号ア

(1) 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定めることをいう。

(2) 「診断」とは、疾病、健康状態等について、専門的見地から行った診察等をいう。

(3) 「判断」とは、個人の資力、資格等について、専門的見地又は一定の基準に基づいて行った審査等の判定をいう。

(4) 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づいて、特定の職業、地位等に就く適任者の選定を行うことをいう。

(5) 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。

(6) 「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受けて、それに対して行った対処方法、回答等をいう。

6 第7号イ

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

(4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(5) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、上記の監査等は、いずれも

事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であり、これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

7 第7号ウ

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

8 第7号エ

県等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、

- ① 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの
- ② 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するもの

など、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

9 第7号オ

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、条例第13条第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の非開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第3 部分開示（条例第14条）の基準

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（趣旨）

- 1 第1項は、原則開示の趣旨から、開示請求のあった個人情報に非開示情報が含まれている場合でも、非開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示可能な部分について開示することを定めたものである。
- 2 第2項は、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、氏名その他の個人識別性のある情報を除くことにより開示することが可能な場合もあり、このような場合には、例外的に開示することを定めたものである。

（解釈）

1 非開示情報が含まれている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、非開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

条例第13条では、個人情報に全く非開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、この項の規定により、実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該個人情報のどの部分が非開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

イ 保有個人情報に含まれる非開示情報を除くことは、当該個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、非開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

(3) 「当該部分を除いた部分を開示しなければならない」

この項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、非開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの非開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に非開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の非開示義務に反するものではない。

2 個人識別性の除去による部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報が含まれている場合」

ア 第1項の規定は、個人情報のうち、非開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、非開示情報のうち一部を特に削除することにより非開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通常、特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の非開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」としているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第13条第3号）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはなら

ないためである。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものにとり、部分開示の規定を適用することとしている。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第13条第3号に規定する非開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の非開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示とする。

第4 裁量的開示（条例第15条）の基準

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（趣旨）

この条は、開示請求に係る個人情報が第13条各号に定められた非開示条項に該当する場合であっても、開示請求者の権利利益を保護するために特に必要があると認める場合には、第13条にかかわらず裁量的に開示できることを定めたものである。

（解釈）

「本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるとき」とは、本人との関係に係る特段の事情から、本人に開示することが適当と認める場合をいう。特に、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する場合については、当該個人の人格的な権利利益を侵害することのないよう慎重な配慮をする必要がある。

第5 個人情報の存否に関する情報（条例第16条）についての基準

（個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（趣旨）

開示請求に対する実施機関の決定は、その当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしたうえで行うことが原則であるが、この条は、個人情報そのものの存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めたものである。

（解釈）

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は非開示決定を行い、存在していなければ非開示決定を行うことになる。したがって、個人情報の不存在を理由とする非開示決定の場合以外の決定では、原則として個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第13条各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

1 「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性が結合することにより、当該個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

2 「当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、島根県行政手続条例（平成7年島根県条例第24号）第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。

また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することとする。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常

に存否を明らかにしないで拒否する。個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになるからである。

第6 個人情報の訂正、追加又は削除（条例第26条）の基準

（訂正等の義務）

第26条 実施機関は、訂正等の請求があった場合は、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、当該請求の内容が事実であることが判明したときは、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等の請求に係る個人情報について実施機関に訂正等の権限がないとき、その他訂正等しないことにつき正当な理由があるときを除く。

（趣旨）

この条は、訂正等の請求があったときの実施機関の訂正等の義務について定めたものである。

（解釈）

- 1 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務を執行していく上で、その目的を達成するために必要とされる範囲をいう。
- 2 「必要な調査を行い」とは、訂正等の請求をする者が提出し、又は提示した書類等をもとに、請求者が訂正等を求める内容が事実と合致しているかどうか、実施機関に当該個人情報の内容を訂正等する権限があるかどうかについて調査を行うことをいう。
- 3 「実施機関に訂正等の権限がないとき」とは、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類に記載されている情報（例えば、住民票の写し）等のように実施機関に訂正等の権限がない場合をいう。
- 4 「その他訂正等しないことにつき正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。
 - ・法令等の規定により訂正することが明らかに禁止されている場合

（運用）

個人情報の訂正について、法令等の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとする。（第47条第3項）

第7 利用停止（条例第31条）の基準

（利用停止の義務）

第31条 実施機関は、利用停止の請求があった場合は、必要な調査を行い、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（趣旨）

この条は、利用停止請求があった場合の実施機関の利用停止の義務について定めたものである。

（解釈）

1 「利用停止の請求に理由がある」とは、第29条第1項第1号又は2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第29条第1項第1号又は2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止の請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的以外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

（参考）個人情報を基になされた行政処分との関係

利用停止の請求は、請求に係る個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

3 「当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、利用停止の請求に理由があると判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の

利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止することにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第8 適用除外（条例第46条）

（適用除外）

第46条 第2章及び前章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。

（趣旨）

この条は、統計法等に基づき取り扱われる個人情報については第2章及び前章の適用を除外すること、及び刑の執行等に係る個人情報については前章の適用を除外することを定めたものである。

（解釈）

1 第1項関係

この項は、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提とされていること及び統計法等において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、第2章及び前章の規定を適用しないことを定めたものである。

2 第2項関係

(1) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報」とは、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）をいう。（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関法」という。）第45条第1項）

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報については、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあることから適用除外としている。

例として雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る個人情報、少年の前歴を示す情報を含んでおり成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから適用除外としている。

ウ 「更生緊急保護」とは、更正保護法第85条第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を含んでいる。（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、恩赦に係る個人情報は前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

オ 刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の者の個人情報も含まれるが、この項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当である。

(2) 「その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。」とは、行政機関法の施行に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）が制定され、一般的な自己情報の開示等とは異なる独自の完結した体系的な開示制度等を有する書類等については、行政機関法の規定は適用しないこととされている。

これらの書類の中には、実施機関において保有しているものもあることから、その開示制度等を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、条例の規定を適用しないこととしたものである。

条例の規定を適用しない個人情報としては、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報（刑事訴訟法第53条の2により行政機関法の適用を除外）及び免許漁業原簿に記録されている個人情報（漁業法第50条第4項により行政機関法の適用を除外）がある。

(運用)

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、第2項において適用除外とする旨明記したものである。

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記録されている保有個人情報については、行政機関法と同時に成立した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第13条の規定により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、」行政機関法第4章の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。

また、裁判所(裁判官)の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、法第4章の適用除外であると解される。

第9 他の制度との調整（条例第47条）

（他の制度との調整）

第47条 第2章及び前章の規定は、図書館その他これに類する施設（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第4条に規定する島根県公文書センターを除く。）において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

2 前章第1節の規定は、法令又は他の条例（島根県情報公開条例を除く。以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、個人情報が第21条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、適用しない。

3 前章第2節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正等を求めることができるときは、適用しない。

4 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第24条第1項の規定を適用する。

5 前章第3節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止を求めることができるときは、適用しない。

6 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第29条第1項の規定を適用する。

（趣旨）

この条は、図書館等（島根県公文書センターを除く。）において閲覧等できる個人情報については第2章及び前章の規定の適用を除外すること、他の法令等の規定による開示、訂正等又は利用停止の手続との調整を図ることについて、定めたものである。

（解釈）

1 第1項関係

この項は、図書館等の施設（島根県公文書センターを除く。）において一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われることから、適用除外とすることを定めたものである。

2 第2項関係

この項は、他の法令等の規定により、個人情報の開示の手続が定められているときは、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

(1) 「島根県情報公開条例を除く」とは、条例と情報公開条例のいずれの制度においても、自己に関する個人情報が記録された公文書の開示請求及び公開請求がで

きることを示したものである。ただし、情報公開条例では、請求者が誰であるかを問わず、たとえ本人からの請求であっても、個人情報とは例外的に公開されるものを除いて非公開となるので、自己の個人情報を知りたい場合は、条例によることが合理的である。

(2) 「開示」とは、他の法令等の規定により開示を請求することができる場合のほか、閲覧制度等によって、自己の個人情報を知ることができる規定がある場合も含まれる。

3 第3項関係

この項は、他の法令等に個人情報の訂正等の手続の規定がある場合には、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

「訂正等」とは、他の法令等に修正申告、変更の届出等の手続の規定がある場合をいう。

4 第4項関係

この項は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続規定がない場合には、改めて条例の規定による開示を経ることなく、条例によって開示を受けたものとみなし、訂正等の請求ができることを規定するものである。

5 第5項関係

この項は、他の法令等に個人情報の利用停止の手続の規定がある場合には、当該他の法令等の規定を適用することとしたものである。

6 第6項関係

この項は、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続規定がない場合には、改めて条例の規定による開示を経ることなく、条例によって開示を受けたものとみなし、利用停止の請求ができることを規定するものである。

(運用)

第2項の「他の法令」には自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）が含まれ、自動車安全運転センターが、同法の規定により、経歴証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととする。